

元町長がかかわった談合事件



飯塚市議団
ニュース

岩崎浄水場汚職事件

あっせん利得だけではない

飯塚市
旧庄内町



事件の舞台となった岩崎浄水場高度膜処理施設

福岡地裁は3月27日、岩崎浄水場の浄水処理施設工事で元町長のかかわる談合があったと断定し、「斉藤守史市長は、松延隆俊元町長と縄手清春元町議に対し、2835万円の損害賠償を請求せよ」とする判決を下しました。控訴期限が迫るなか、市長の態度が厳しく問われています。

この工事ではすでに3年前、あっせん利得処罰法違反事件で縄手元町議と前澤工業幹部の有罪が確定しています。今回の裁判は、旧庄内町の住民が有罪判決をふまえて、官製談合による損害を請求するよう市長を訴えたものです。

**政治倫理条例
強化が不可欠**

今回判決には、不正を許さない住民の決意があらわれており、政治家、行政幹部、業界のゆ着防止、市

市長は元町長らに賠償請求せよ 福岡地裁が判決



政治倫理条例の強化の重要性を示すものです。

**官製談合の疑惑
なぜ調査しない**

日本共産党市議団は裁判傍聴など調査をすすめ、市長に対し、官製談合の徹底調査と関係幹部の処分を求めています。

ところが市は、「談合を認める供述調書はある」「当該担当課長が町長の協議や指示の上だが、議員の介入の中、特定業者を意識しての指名選考が行われるなど、不適切な事務処理の事実が明らか」としながら、「警察、検察は立件

談合企業に浄水施設を一括委託
ゆ着は続いているのか

今回の談合に参加した5社のうち水道機工は、市の浄水施設（75か所）の管理を受けています（07年度から3年間。委託料は5億8500万円）。談合参加の疑惑がある

しなかった」「市も関係者に事情聴取したが立証できず」と、官製談合を見逃す態度でした。

住民訴訟が提訴のあとは、「司法の判断を待ちたい」と責任を放棄したばかりか、処分した元職員を再任用しました。

**支払いを請求し
再発防止はかれ**

市長は判決を受け入れたたちに、支払い請求をおこなうべきです。党市議団は、再調査を行い教訓を明らかにし、関係者の処分、再発防止策の確立を行うよう求めるものです。

ことを十分知ったうえで
の発注であり、党市議団は
厳しく追及してきました。
なぜ疑惑企業に巨額の
委託をしたのか、背景に業
者とのゆ着がなかったか、
徹底調査が必要です。